長与町農業委員会会議録

令和２年４月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年４月農業委員会総会

１．　日時　　令和２年４月２４日（金）　　９時３０分から１１時２０分

２．　場所　　長与町役場　水道局３階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邊　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫　　４番　森内　忠嘉

５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

１番　原口　司

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地転用専決処分報告

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さま、おはようございます。総会の開催に先立ちまして、出席者の報告をさせていただきます。令和２年４月の総会開催にあたりまして、本日は、委員「１２人」が出席しており、委員の過半数が出席しておりますので、長与町農業委員会総会規則第６条に基づき、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の出席は「７人」でございます。欠席者は、原口　司農地利用最適化推進委員お一人です。

では、ここからの議事等の進行につきまして、水谷会長、よろしくお願いいたします。

議　長　皆さん、あらためましておはようございます。実は、新型コロナウィルス対策ということで、３密を避けるため、間隔を２メートル以上開けなさい、それから会議中には空気の通りを良くしなさい、１時間程度で会議を終了しなさい、という色々な指針が出てきまして、こういう風な会場になりました。実は、先般４月１０日に、県の常設審議委員会に行きまして、その時は、委員の数を減じてやるという形で会議がされております。

一般の会議は書面決議がほとんどなされております。ところが、議会、農業委員会、教育委員会、こういう会議については書面の議決はいけないということになっております。テレビ会議や、リモートで、離れたところでやる、タブレットでやるとか、そういう方法を講じなさい。それ以外は委員の数を減じて、議決に差しさわりない程度で会議をやりなさい。ということで、県の農業会議、それから全国農業会議所の方から通達が出てきております。そういうことで、皆様にもこういう状態になったということをあらためて申し上げます。次回からの会議について、どのような方法でやれば良いかというようなことも後の協議の中で、皆さんと相談をしていきたいと思います。

特に、新型コロナウィルスの影響で、農産物・畜産物も、和牛や花・花き、相当落ち込んでいるとのことです。この前、〇〇専務と話したのですが、長崎西彼の和牛がなかなか出せないというような状況が続いているということで、今後農業の在り方がだんだん変わっていくのではないかと心配されます。しかし、直売所やそういう所は、盛況に動いているようですので、今後１年かかるのか２年かかるのか、世界的な影響もあると思いますので、そういうところも、農業委員としても見届けていただければと思います。

議　長　それでは、議事に入りたいと思います。

まず、始めに、日程第１の農業委員会 総会規則、第１８条の規定によりまして、 議事録署名　委員を　２人、指名致します。

５番　辻田晶夫委員、６番　田中　稔委員を指名致します。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてが、１件。第２号議案　農用地利用集積計画についてが５件、出されています。

そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が１件、となっております。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第１号　農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開きください。
整理番号１、申請地が　長与町高田郷（地番）、田の１，２８１㎡。同じく（地番）、田の７．１３㎡。同じく（地番）、田の８．７１㎡。同じく（地番）、田の３３６㎡。同じく（地番）、田の６２㎡。同じく（地番）、田の２２㎡。同じく（地番）、田の１０㎡。合計で７筆１，７２６．８４㎡です。
　農地区分は、７筆とも農用地区域外です。申請者は、譲渡人が長与町高田郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が、長与町高田郷（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん、申請目的は、所有権移転の売買です。
　施設の概要としましては、駐車場用地として、１，７２６．８４㎡を転用するもので、駐車場の総面積は、隣接する併用部分１，２３７．５２㎡と合わせ、２，９６４．３６㎡です。
　駐車場の台数としましては、１１０台を予定されております。備考欄に記載している通り、譲受人は、近隣に建設中の、総合病院の工事関係者、及び病院職員のための駐車場を建設するために、申請地を買い取り、買収済みの併用部分も一体的に整備するものです。
　駐車場用地の雨水排水は、既設の側溝へ放流します。市街化調整区域となります。
　なお、立地基準は、３種農地、一般基準については、書類と現地での確認の結果、問題はございません。
　次の２ページをお開きください。申請地の場所ですが、地図の中段左手に（施設名）裏門がございますが、その裏門出てすぐの所で、該当の農地は色塗りしてある合計７筆です。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。森内忠嘉　推進委員。

推進委員４　番　　１７日の１５時に待ち合わせをしまして、福本局長、森事務局、水谷会長、辻田委員、そして私とで立会をいたしました。入り口の所が、（会社名）が借用をしており、ここを通らなければならないので、道路はどうなっているのかということを聞きましたら、買収の話があっているそうです。それで、一団の土地として問題はないだろうということでしたので、大丈夫ではなないかと。車の台数がなんせ多いもので聞いたところ、買うような話でしたので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議　長　　続きまして、担当農業委員さん、５番　辻田晶夫　農業委員お願いします。

５　番　　森内さんから説明がありましたが、同じく、４月１７日金曜日１５時より、譲受人、水谷会長、福本局長、森さん、森内委員、そして私で現地確認をいたしました。当該地は周りが住宅地と畑に囲まれておりまして、現在雑草が生い茂っています。これを駐車場にして、近所にできる病院関係者が利用するという予定であります。(施設名) 裏門通りの沿道の空地も併用地として使うそうです。形状はそのままで利用いたしますけれど、アスファルト舗装を行い、既設している立派な側溝があります。その側溝に汚水は放流いたします。近所には迷惑が全くかからないと考えられますので、問題はないと考えます。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。
それでは、この農地法第５条の許可申請を県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　異議がないということで、県に進達することに決定いたします。
続いて第２号議案　農用地利用集積計画１件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号　農用地利用集積計画についての案件に入ります。１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。
それでは議案書の４ページをお開きください。
まず１件目は、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町本川内郷 (地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町本川内郷 (地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷 (地番)、畑９０６㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物名は果樹です。期間は、令和２年５月１日から令和１２年４月３０日までの１０年間で、借賃は、年間〇〇円を、初年度に一括して、自宅へ納入します。新規の設定となります。
土地の所在ですが、６ページをお開きください。本川内郷の〇〇トンネル入口から、２０

０ｍほど登った、図面中央の黄色で表示している場所が、申請地　本川内郷（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、柿本香代農業委員、説明をお願いします。

７　番　原口推進委員さんがお休みなので、私の方からご報告をさせていただきます。４月１７日金曜日午後２時３０分より、役場より局長、森さん、それから水谷会長、推進委員の原口さん、農業委員の益冨さん、私と７名で現地確認をいたしました。
借主は、（氏名）さんの長男で、ご自宅で一緒に生活をしておられます。（借主）は、時間が短い仕事に行かれていて、後は農業をがんばってされているそうです。私も畑の手入れもよくされているなと思っていました。貸主は、建設業を営まれて、兼業で農業をされています。奥様の方が主に農業をされていまして、今回、少しずつ面積を減らしていこうと思われていて、だんだん高齢になって体力的にも無理がきているので、そこは優良農地なので、優良農地であるうちに意欲のある方に任せようという話が出ています。地図を見ていただくと、黄色の場所が畑ですけれども、道を挟んですぐ横が（借主）のご自宅になっています。畑は早生系のみかんが植えられていて、つい最近まで手入れをされていたようにきれいにされていました。日当たりも良いし、すぐ働けるようになっている場所なので、問題ないかと思います。
農地中間管理機構を使っていないので、そこで話が出たんですけれども、今後農業委員としても、農地中間管理機構を使うように、当人たちにもお伝えし、そして産業振興課の方にもだんだん推進をしていくように、農業委員としてしていく方が良いのではないか、という意見が出ました。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

９　番　この借賃の支払い方法ですが、初年度に一括自宅納入ということは、１０年分を一括納入という意味なのでしょうか。

事務局　そのようにされるということでございます。

９　番　はい、了解。

議　長　　他に、ありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。
説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、ありがとうございます。全会一致で許可することに決定致します。
続いて、２件目について、説明をお願いします。

事務局　　次に２件目です。議案書の７ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する土地は３筆です。長与町平木場郷（地番)、畑の１，１９８㎡。同じく平木場郷（地番)、畑の３９９㎡。同じく、(地番)、畑で１４３㎡。合計３筆　１，７４０㎡です。
利用権の種類は　使用貸借で具体的な作物名は果樹です。期間は、令和２年５月１日から令和２２年４月３０日までの２０年間です。平成１２年に新規で借り入れており、今回１回目の更新となります。土地の所在ですが、９ページをお開きください。
図面の左側の平木場郷の〇〇橋を渡り、図面中央部分の〇〇寺付近から、４００ｍほど東へ上った、図面右側の橙色で表示している場所が、申請地　平木場郷（地番)、そこからさらに、道なりに約２００ｍ上った緑色で表示している所が、平木場郷（地番)、さらに、１００ｍほど上った赤色の場所が、平木場郷（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。推進委員の尾﨑明光委員。

推進委員
２　番　　説明をいたします。４月１７日午後１時３０分より、立会を行いました。立会者は、福本局長、森係長、水谷会長と古立委員さん、５名で現地の方を確認をいたしました。現地の状

況ですけども、図面にあります赤色のところについては、みかんの木と梅が植栽をされております。管理もきちんとされております。２０年間１回借用されておりますので、きれいに管理されている状況です。次に、橙色のところですけども、ここもみかんの木が植えてあり、管理をちゃんとされております。緑色のところですけれども、これについては、みかんの木は１本しか植えていなかったですが、草等の管理は年間を通してされているような状況です。

貸主は、今お一人で、高齢ということもありまして、子供さん夫婦はいらっしゃいますけども、仕事に行っておられて農業の方は家の周りを若干されているくらいの状況です。

借主は、労働者は３名です。お母さんが主にやっておられますけれども、息子さんも休みの日は積極的に農業をされているような状況です。

きちんと管理されていますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　続きまして、地区担当農業委員、４番　古立英明　農業委員さんお願いします。

４　番　　今説明があった通りで、詳しくご報告しておりますけれども、ただ、気になったのが、借主の（氏名）さん、年齢的なものがございまして、今後２０年間ということに引っかかっていたのですが、一応現地では検討を要するということで若干話はしておりました。戻ってからそこらへんはご相談されたのでしょうか。聞いておりませんけれども。
そこらへんをご報告いただきたいと思っております。以上です。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　ありがとうございます。ご報告をさせていただきます。

この利用計画を作成いたしました産業振興課に内容を確認いたしました。ご指摘の通り、年齢が少しご高齢ということで、２０年が長いんじゃないかということで、産業振興課も同様の考えだったということで、ご本人様の方に少し期間を検討しないかというところを打診しております。ただ、ご本人様も、今回使用貸借になるのですが、ご自身の近隣の土地と一体的に管理をされているということがあって、これまでも、２０年間続けてこられたということで、ご意思の方が固かったということで、この契約でいきたいと伺っております。以上です。

議　長　　双方の意思が２０年ということだそうでございます。これをどう判断するかですね。皆さんで進めていきたいと思います。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

はい、渡邉委員。

９　番　　古立委員さんと全く同じ考え方でして、この書類をもらって、２０年間というのは、今までの中では一番長いのではないか思います。それで、（借主）と（貸主）は年齢はおいくつくらいの方ですか。現在高齢ということですから、じゃあ実際２０年後はおいくつくらいになられるのか、ということをお尋ねしたいと思います。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　借主は７９歳、貸主は９２歳です。以上です。

議　長　　はい、渡邉委員。

９　番　　（借主）は、約１００歳、（貸主）は、１１２歳というような年齢になるかと思いますが、これは果たして妥当なのかどうなのか。今言われたように、本人同士が了解済みということですけれども、農業委員会として、この数字、年齢が妥当なのかどうなのか、という判断が私もつかないのですが。そこら辺、どういう見解をされたのか。

議　長　　はい、関連もありますので、田中委員、先に質問をどうぞ。

６　番　　私も同じ関連質問なのですが、（借主）は７９歳、（貸主）は９２歳ということですが、（借主）のご家庭、本人もよく存じ上げておりますけれども、私は農業委員として、今渡邊委員が言われたように、将来的に１００歳超えるということで、多分（借主）も１０年すれば農業できないような状態になると思うんですよ。借りた人が、子供さんでも定年した後で協力しようかということも農業委員として考えてはどうかと思います。長与町の荒廃地が増えず、ちゃんとした農地が守られていくと、そういうことも農業委員として考えたほうが良いのではないかと思います。ということで、この２０年というのが適当というわけではないけれども、どうにか続いていけば、子供さんでも管理をしていけば、長与の農業のためになるかと考えておりますけれども。以上です。

議　長　　暫時休憩をいたします。５分間。

（休憩）

議　長　　それでは、協議を再開したいと思います。先ほどのお二人の意見をくんで、私も事務局と協議したところを含めて、非常に２０年は問題が残るだろうということで、（借主）のところは、実際に管理は息子さんがやっているということですから、借主の名前を息子さんにするか、どうしても（借主）が「私の名前でやりたい」ということであれば、この期間を短縮していく、可能な短縮、長くて１０年、５年か１０年という形に指導をしていきたいと思います。一応今回の提案については、保留にしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見をお願いします。

はい、田中委員。

６　番　　今、局長と会長も言われた通り、２０年は長いということは私も思っております。そういう指導をして、余裕をもってやっていただければ、農業委員会としては、幸いだと思っております。

議　長　　他にご意見ありませんか。

はい、渡邉委員。

９　番　　はい、ありがとうございました。借主もそうなんですけど、貸主の方もやっぱり、かなり高齢ですから、そこらへんを聞いていただいて、再度検討していただければと思います。特に産業振興課との打ち合わせを事務局の段階でもっときちっとしていただければ、よりいい案が出るのではないかと思います。

議　長　　はい、ありがとうございます。この件については、私も現場で見て、農業委員の古立さんも含めてですけども、やっぱりちょっと問題だなと。一度、産業振興の担当の方に聞いていただこうということで伝わっていたのですが、やはり変わらなかった。しかし、これを通すとすれば、農業委員会としての責任もありますので、一応今回は保留して次回にあげる。ただ、期間はもうすでに継続では切れますけれども、一応保留にして差し替えをするか、取り下げてまた差し替えをするか。農業委員と産業振興課の指導も含めてもう一回提案をしていきたいと思います。

一応今回は保留ということで、ひとつお願いをしたいと思います。

異議はありませんか。挙手でお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、ありがとうございました。
続きまして、３件目について、説明をお願いします。

事務局　　次に３件目です。議案書の１０ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、うち１筆は、一部を借り入れます。１筆目は、長与町岡郷（地番）、畑８５２㎡。２筆目は、岡郷（地番）、畑４，５６７㎡のうち１，４５０㎡で、合計２筆　２，３０２㎡です。
利用権の種類は　賃貸借権で具体的な作物名は果樹です。期間は、令和２年５月１日から令和５年１２月３１日までの３年８か月で、年間の借賃は、１０ａあたり単価〇〇円で、金額としては、〇〇円です。支払い方法は、１２月末に自宅へ納入します。新規の借り入れとなります。
土地の所在ですが、１４ページをお開きください。岡郷の〇〇跡地より東に４００ｍほど進んだ、図面右側の橙の部分が申請地　岡郷（地番）、その下の赤色の部分が、岡郷（地番）の一部となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っております。地区推進委員の柳原弘推進委員、お願いします。

推進委員
８　番　　４月１７日午後４時から、福本局長、森さん、水谷会長、田中委員、そして私５名で現地確認を行いました。ここは以前、運搬道路が入っていて、その区分で一部割れていますけども、前も下の方はよその人が作っておられました。今回また（借主）が借りてやるということですけども。（借主）は県外の方で仕事をされていましたけれども、帰って来られてから、いろいろと果樹園が空いているところは借りて、自分でコツコツとがんばっておられます。ここは場所も良いところですし、農道もちゃんと入っておりますので、大丈夫と思います。以上です。

議　長　　続きまして、６番　田中　稔　農業委員。

６　番　　ただいまの委員さんの説明通り問題ないと思っております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。
それでは、説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、ありがとうございます。全員で、許可することに決定致します。
続いて、４件目について、説明をお願いします。

事務局　　続きまして４件目でございます。議案書の１２ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番)、畑１，３４１㎡です。
利用権の種類は　賃貸借権で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和２年５月１日から令和５年１２月３１日までの３年８か月で、年間の借賃は、１０ａあたり単価〇〇円で、金額としては、〇〇円です。支払い方法は、１２月末に自宅へ納入します。新規の借り入れとなります。
土地の所在ですが、１４ページをお開きください。先ほどの３件目の場所が隣接しております。図面の緑色で表示している場所が、申請地　岡郷（地番）です。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、柳原弘推進委員お願いします。

推進委員
８　番

はい、ここもその日一緒に見たのですが、ここはこの図面で見ますように、赤線で引いたところもみんな、(借主) が赤の部分を除いた部分くらいは作っておられました。今回は川の向こうの一筆だけを借りてやるということでしたので、現地確認をそのように見て参りました。

議　長

続きまして、６番　田中　稔　農業委員お願いします。

６　番

推進委員さんの説明の通り問題ないと思っております。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長

質問なしと認めます。
説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

全員一致で許可することに決定致します。
続いて、５件目について、説明をお願いします。

事務局

次に５件目です。議案書の１５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長崎市川平町（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、時津町久留里郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番)、畑１，１７３㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和２年５月１日から令和７年４月３０日までの５年間で、借賃は、年間〇〇円を、毎年４月末に口座へ振り込みます。新規の借り入れとなります。
土地の所在ですが、１７ページをお開きください。図面左下の岡郷の〇〇バス停から、湾へ向かって２００ｍほど下った、図面の赤色で表示している場所が、申請地　岡郷（地番）です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、柳原弘推進委員お願いします。

推進委員
８　番　　はい、４月１７日に先ほどの皆さんと、ここも一緒に確認を行いました。（借主）は、以前はお父さんの名義で借りられたそうです。今度は息子さんの名義でとなったそうです。ここはオリーブを植えてあったと思います。名義を変えてでも管理をしてもらえるということになれば、荒廃地がなくなることになりますので、大変良いと思います。別に問題ないと思います。以上です。

議　長　　続いて、６番　田中　稔　農業委員お願いします。

６　番　　今の説明の通り問題ないと思っております。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい、渡邉委員。

９　番　　はい。（借主）の、農地面積はどれくらいになりますか。過去にも何回か出てきたようなんですけれども、合計でどれくらいの面積をされているんですかね。

議　長　　はい、事務局。森さんいいですか。

事務局　　以前、（氏名）さんではなくて、（氏名）さん、（会社名）の名義で約７，０００㎡貸し借りをしておりました。今も継続中です。

議　長　　はい、渡邉委員。

９　番　　はい、名義が全部お父さんから息子さんに変わったということで理解して良いのですか。

議　長　　事務局。

事務局　　今回の（氏名）さんの件については、まったくの新規であります。

議　長　　渡邉委員、いいですか。

９　番　　（氏名）さんと言われましたが、（氏名）さんは貸主ですよね。借主の件を私は聞いているのですが。

事務局　　借主が新規ということで申し上げました。息子さん名義で契約を初めてしましたということです。

９　番　　この面積が新規ということですね。はい、了解。

議　長　　他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。
説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、ありがとうございます。全員一致で、許可することに決定致します。
それでは、　事務局から、報告事項をお願いします。

事務局　　それでは、報告事項の１ページをお開きください。
農地転用許可不要案件届出の報告です。申請者は、福岡市中央区長浜（地番）、（会社名）

センター長（氏名）さん。事業の名称、KDDI 株式会社長与平木場郷無線基地局新設事業。申請目的、周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため。申請地、長与町平木場郷（地番）。面積１９８５㎡の内１８㎡。申請地所有者は、（氏名）さん。所有者住所、長与町平木場郷（地番）。権利形態は賃貸借。施工の時期、受理日から令和２年４月３０日。施設の概要は無線基地局コンクリート柱、１４．９m及び無線機附帯設備等を設置でございます。

申請日は令和２年３月２７日、専決処分の日は令和２年３月３１日。

以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。

令和２年４月２４日　長与町農業委員会　事務局長　福本美也子

議　長　表題は転用許可不要案件ということになっておりますが、専決事項ですので、一応申し上げておきます。

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

はい、渡邉委員。

９　番　不要案件って書いてありますが、中身がどういう内容なのか。教えてください。

議　長　今までの表題は報告事項という形でしてまして、専決事項という形でしたけども。

不要案件の種類。はい、森さんどうぞ。

事務局　不要案件ってちょっと難しい言葉で書いてありますけども、実際には今まで皆さんがお見かけしております、市街化農地転用の届出、これも不要案件のひとつとして例示しております。同じものです。今回の鉄塔の届出と市街化農地の届出も同じ内容のものとして考えていただければ良いと思います。以上です。

議　長　この件は、市街化農地ではないので、今渡邉委員が言っているのは、専決の中にこの無線塔というような形が入っているのかということを聞いているのでは。

事務局　それは、すみません、入っております。それに市街化農地も入っているということで。

議　長　前に事例が出てきた専決事項があります。NTT だったりドコモであったり、他のものだったり、無線塔が建っている場合は専決処分事項になっております。

９　番　　わかりました。専決事項というのはわかるんですね。不要案件が内容がどういうものなのかなということで、他にもあればと思ってお尋ねしてみました。

ただ、ひとつ気になったのは、ここの土地は前水田じゃなかったかなと思って。今は確か埋め立てをして、みかんを植えてあったんですよね。これは、埋立の改良届が出ていたか記憶になかったもんだから。前は水田だったろうと思っているんですよ。今は２メートル以上埋め立ててみかんを植えてありました。さらに、鉄塔が建っていたものですから、あれ？と思ったんですけれども。埋立の改良届が出てたか、ちょっと確認をしてください。

議　長　　後日確認をして報告いたします。

９　番　　はい。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、次の行事報告に移ります。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年４月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。